

常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金制度について

本市では、市内経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって、個人住宅のリフォーム工事を行う市民に対する補助制度を、昨年度に引き続き実施しています。

○リフォーム工事の定義

- 住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等
(火災、風水害震災、その他の自然災害による場合を除く)
- ※東日本大震災による修繕工事は対象となりません。

○補助対象住宅

- ・市民が市内に所有する個人住宅
- ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分

○補助対象工事(次のすべてに該当)

- ・着工前のリフォーム工事
- ・消費税を除いた工事費が20万円以上
- ・市内に住所及び事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人が行う工事
- ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了し、かつ、実績報告書が提出することができる工事

○補助額

- ・20万円以上100万円未満の工事・・・10%以内の額(千円未満切り捨て)
- ・100万円以上の工事・・・10万円以内

○補助対象者(次のすべてに該当)

- ・市内に住所を有する方
- ・補助対象住宅に3年以上居住していること
- ・補助対象住宅の所有者であること
- ・市税等を滞納していないこと
- ・過去にこの補助を受けていないこと
- ・市で実施している他の同様の補助を受けていないこと

○申請手続

補助金申請書に記入・押印し、必要書類を添え、申請者または代理人が、本庁商工観光課へ提出してください。

※申請は必ず着工前に行ってください。(着工後の申請は受付できません)

※工事終了後、補助事業が完了した日から起算して20日以内、または翌年3月末日までのいずれか早い日までに、添付書類を添えて実績報告書を提出していただきます。